

## 「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の成立を受け 小中学校の業務改善、教職員の働き方改革を進めます

国は、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の成立を受けて、教職員の時間外労働の上限の原則を月45時間、年間360時間とするよう、教育委員会に求めています。

そこで教育委員会では、教職員が子どもたちに余裕をもって向き合う環境を整え、教育の質を一層向上させるために、「学校閉庁日の設定」「夜間や休日の電話対応の制限」「中学校部活動指導員の活用」「中学校部活動の休養日の設定や活動時間の上限の設定」など、さまざまな取り組みを行ってきています。

各学校においても、校内の業務や各種行事、役割分担などの見直しを進め、多忙化の解消を図っています。取り組みの成果は出てきており、市内教職員の時間外労働（勤務時間以外の在校時間）の平均は、県全体の平均を下回っていますが、まだ多くの教職員が長時間労働しているのも事実です。

今後も保護者や地域の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、学校の業務改善と教職員の働き方改革に取り組んでいきます。



### ●問い合わせ

学校教育課教育総務室 ☎72-6882

## 地域みんなで未来を担う子どもたちを育みましょう ～「地域とともにある学校づくり」を目指し、コミュニティ・スクールを導入します～

子どもを取り巻く環境や学校の抱える課題が複雑化・多様化している中、課題の解決や未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総掛かりでの教育の実現が不可欠です。それを実現可能にする仕組みがコミュニティ・スクールです。

コミュニティ・スクールは、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民の皆さんが参画できる仕組みです。地域みんなが目標やビジョンなどを共有し、教育の当事者となることで、関わる全ての人にさまざまな魅力が広がっていきます。

### ■3年間をかけて、市内20校全ての小・中学校に導入します

令和元年度 村上小・岩船小・山辺里小・保内小・金屋小・村上東中・  
岩船中・荒川中  
令和2年度 村上南小・瀬波小・小川小・朝日みどり小・朝日さくら小・  
さんぽく小・村上第一中・神林中・朝日中・山北中  
令和3年度 平林小・神納小



※コミュニティ・スクールとは法律に基づいて学校運営協議会を設置した学校を言います。原則各校に設置し、委員は村上市教育委員会が任命します



たとえば  
こんな魅力が…

- ・子どもにとっては、学びや体験活動がさらに充実します。
- ・教職員にとっては、地域と連携した教育活動がより充実するとともに、地域の理解と協力を得た学校運営ができ、業務の改善にもつながっていきます。
- ・保護者にとっては、学校や地域に対する理解が深まり、家庭教育との相乗効果が生まれます。
- ・地域にとっては、学校を核に地域ネットワークが形成され、地域の課題解決につながります。

市は、これまで「郷育会議」を通して「地域の子どもを地域みんなで育てる教育」を進めてきており、たくさんのつながりと財産ができました。この財産を生かしながら、コミュニティ・スクールという新たなステージへと進み、地域の皆さんと学校がパートナーとなって連携・協働し、一緒に未来を担う子どもたちを育んでいきましょう。

●問い合わせ 学校教育課教育総務室 ☎72-6882